

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2	1-015311

2 指名停止措置期間 平成30年9月6日～平成30年10月5日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(株)奥村組の使用人が、東北地方整備局発注の水門新設工事において、平成28年7月14日に発生した移動式クレーン転倒事故を、一関労働基準監督署に報告しなかったことなどにより、平成30年7月5日から一関簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

(株)奥村組の使用人が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)第2条第1項及び別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111